

## 東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室規則

平成20年7月16日

総長 裁定

改正 平成22年3月30日

改正 平成23年6月23日

改正 平成28年3月23日

改正 令和4年6月27日

改正 令和5年1月26日

### (設置)

第1条 東京大学基本組織規則第18条に規定する室として、エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室（以下「室」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 室は、エグゼクティブ・マネジメント・プログラム（以下「プログラム」という。）の実施を通し、東京大学と社会の持つ知の双方向的な交流を図り、社会との対話と連携を推進し、もって東京大学の持つ社会的責任を果たすことを目的とする。

### (任務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) プログラムの運営の総括に関すること。
- (2) プログラムの将来方針の策定に関すること。
- (3) プログラムの運営に関する事務の連絡調整に関すること。
- (4) プログラムの予算及び決算に関すること。
- (5) その他プログラムの運営に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 室は、室長、副室長若干名及び室員若干名をもって組織する。

- 2 室長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 副室長は、室長が指名する者をもって充てる。
- 4 次に掲げる者は、室員となる。

- (1) 社会連携部長
- (2) 産学連携法務部長
- (3) 本部社会連携企画課長
- (4) 本部産学連携推進課長
- (5) その他室長が必要と認めた者

### (企画委員会)

第5条 室に企画委員会を置き、プログラムの運営に関し、次に掲げる事項を担当させる。

- (1) プログラムの企画・編成に関すること。

- (2) プログラムの講義を担当する者（以下「担当講師」という。）に関する事。
  - (3) プログラムの受講生に関する事。
  - (4) その他室長が必要と認める事項。
- 2 企画委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
  - 3 委員長は、室長が指名する。
  - 4 委員は、次に掲げる者に室長が委嘱する。
    - (1) 担当講師 若干名
    - (2) その他室長が必要と認めた者
  - 5 前各項に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。（事務）

第6条 室の事務は、本部社会連携企画課で処理する。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、室及びプログラムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年1月26日から実施する。